

◆ 事業保険用 ◆



終身がん保険

無配当



がんへの備えで、経営者と会社の未来を守ります



2022.12新設

会社経営には「がん保険」 今考えていただきたい理由があります。

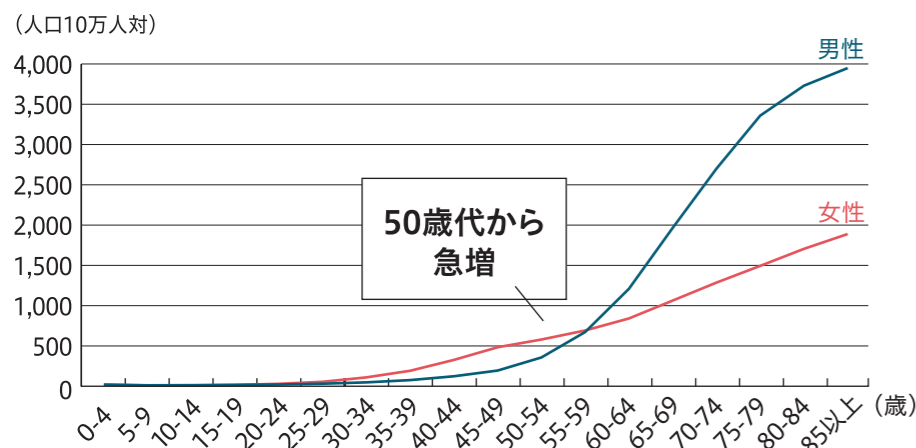
「2人に1人が一生のうちにがんと診断される」^{出典1} 今日、もし、経営者ががんになった場合、会社は安定した経営が継続できるでしょうか？
がんへ長期的に向き合う可能性もあり、治療に専念するためには経営者不在時の運転資金に関する課題が浮上します。

そこで、ジブラルタ生命の「終身がん保険」は、
経営者ががんと闘いながら
会社を健全に経営できるためのサポートと、
経営者が万一のときの経済的不安を解消します。

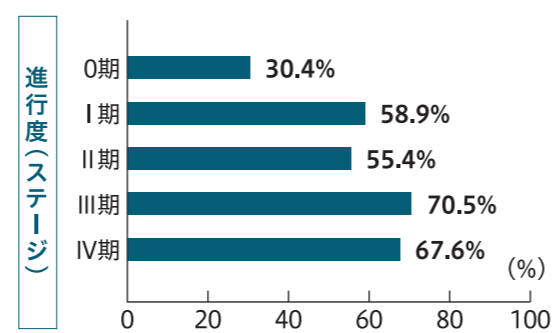
がんによる就業不能リスク

年齢と共に高まるがんのリスク。50%以上の人**が1か月以上働けなくなる**ケースも。

■がんの年齢階級別罹患率(2019年) ^{出典1}



■1か月以上の連続した休み(休暇または休職)の取得の有無 ^{出典2}



※法人で就労していた人のうち、取得したと回答した割合。



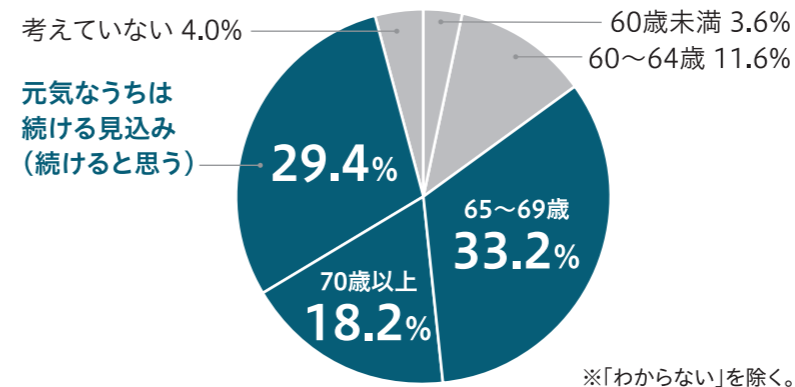
当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生

命所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

経営者の勇退年齢は後ろ倒しに

約80%の経営者が65歳以上まで、または**元気なうちは社長を続けたい**と考えています。

■経営者の勇退年齢 ^{出典3}



「生涯現役」を目指す人が多い一方で、年齢を重ねるほど、がんのリスクは高まります。

経営者不在時は会社の資金負担も増加

会社を守るための**大きな資金が必要**となることがあります。

売上減少

運転資金調達

借入金返済

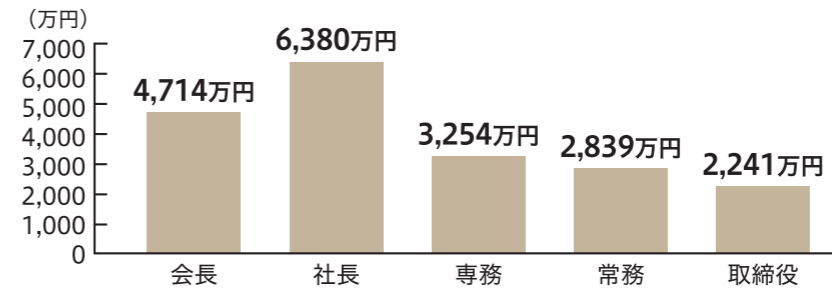
これらはどれも、待ってられません!

これだけかかる! 返済金額・固定費(月別) ^{出典4}



役員退職慰労金の準備も必要

■役員別退職慰労金の支払予定額の平均 ^{出典3}



役員やその家族がゆとりあるセカンドライフを過ごすためには、まとまった資金が必要です。

様々なリスクに対し、充実した保障で会社経営をサポートする「終身がん保険」をご提案いたします。

^{出典1} 国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)をもとにジブラルタ生命にて作成 ^{出典2} 東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年5月) ^{出典3} エフピー教育出版「令和元年 企業経営と生命保険に関する調査」

^{出典4} 中小企業庁「令和3年 中小企業実態基本調査(令和2年度決算実績)」, 日本政策金融公庫「一般貸付の概要」をもとにジブラルタ生命にて作成

がんになったとき、経営者が抱える様々な不安を解決します。

■経営者Aさん(被保険者) 45歳・男性

ご契約例	●契約者・がん死亡保険金受取人:法人	●がん入院給付金日額:60,000円
	●保険期間・保険料払込期間:終身	●月払保険料(口座振替扱):419,580円 (2022年12月1日現在)

会社は安定期。
自分が万一のとき、会社のために死亡保障は用意しているが、
がんで長期不在になったとき、会社を継続するための保障は未検討。

元気なうちは現役で頑張りたい

がんって他人ごとじゃないよな…

自分の退職金のことも考えはじめないと…

急な資金調達に対応できると安心だな

当面の運転資金を確保しておきたい

長期不在でも会社の信用力に影響を与えないようにしておきたい

待ち期間 90日 (*1)	がん(上皮内がんを除く)と診断確定されたとき	がん診断給付金(*2) 60,000円×200 = 1,200万円	受取回数 1回
	上皮内がん診断確定されたとき	上皮内がん診断給付金 60,000円×100 = 600万円	受取回数 1回
	がんで入院されたとき 入院日数20日の場合	がん入院給付金 60,000円×20日 = 120万円	受取日数 無制限
	がんで手術を受けられたとき	がん手術給付金(*3) 60,000円×20 = 120万円	受取回数 無制限(*4)
	がんで死亡されたとき	がん死亡保険金(*5) 60,000円×1,000 = 6,000万円	
	がんで所定の高度障害状態になられたとき	がん高度障害保険金(*5) 60,000円×1,000 = 6,000万円	
がん以外で死亡されたとき		死亡給付金 責任準備金相当額	
保険料払込期間			

保障は一生涯

がん以外の保障の責任開始期 **がんの保障の責任開始期** **保険料の払込免除**

被保険者が、傷害またはがん以外の疾病により所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

まとまった資金があると
リスクに幅広く備えることができます。

※がん死亡保険金、がん高度障害保険金、死亡給付金のいずれかをお受取りいただいた場合、この契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
※がんの診断確定は、病理組織学的所見(剖検、生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされたものであることが必要となります。
※契約者・がん死亡保険金受取人が法人の場合、被保険者が受取人となる給付金・保険金は、被保険者の同意を得て、契約者が受取人となります。

! 被保険者が、ご契約される前も含めてがんの保障の責任開始期の前日までにがん診断確定されていた場合には、契約者・被保険者がその事実を知っているかどうかにかかわらず、ご契約は無効となります。

(*1) がんについては、責任開始日からその日を含めて90日(待ち期間)目の日の翌日から保障します。
(*2) 癌の進行度を示す指標(*)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、がん診断給付金のお支払対象ではありません。
たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、がん診断給付金のお支払対象ではありません。(*)国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

(*3) 対象となる手術について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。同時に2種類以上の手術を受けられたときは、1種類の手術についてのみお受取りいただけます。
(*4) 手術の種類によっては60日の間に1回のお受取りが限度となる手術があります。
(*5) がん死亡保険金・がん高度障害保険金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した日における責任準備金の額がそれぞれの保険金額(がん入院給付金日額×1,000)をこえるときは、支払事由に該当した日における責任準備金相当額をがん死亡保険金・がん高度障害保険金としてお受取りいただけます。

ジブラルタ生命の終身がん保険は がんの診断時から、入院・手術まで

幅広い備えで一生涯保障します。



がんと診断されたとき

はじめてがんと診断確定されたとき
**まとまった額を一時金で
お受取りいただけます**

※がん診断給付金・上皮内がん診断給付金は、それぞれ保険期間を通じて1回を限度としてお受取りいただけます。

がん診断給付金
がん入院給付金日額 × **200**

上皮内がん診断給付金
がん入院給付金日額 × **100**



がんの治療のため入院・手術をされたとき

入院日数・手術回数の限度なく
給付金をお受取りいただけます

※がん手術給付金は、手術の種類によっては60日の間に1回のお受取りが限度となる手術があります。

がん入院給付金
がん入院給付金日額 × **入院日数**

がん手術給付金
がん入院給付金日額 × **20**



がんで死亡または所定の高度障害状態になられたとき

保険金をお受取りいただけます

がん死亡保険金・がん高度障害保険金
がん入院給付金日額 × **1,000**



がん以外で死亡されたとき

**死亡給付金を
お受取りいただけます**

死亡給付金
責任準備金相当額

責任準備金とは… 将来の保険金等のお支払いに備えて、それぞれの契約に対してジブラルタ生命が積み立てている金額のことをいいます。

※がん死亡保険金、がん高度障害保険金、死亡給付金のいずれかをお受取りいただいた場合、この契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

【この保険における「がん」「上皮内がん」について】

この保険における「がん」とは、「終身がん保険普通保険約款 附則1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。また、「上皮内がん」とは、同附則中に定める上皮内新生物のことをいいます。

終身がん保険普通保険約款 附則1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物(例)

- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- 骨および関節軟骨の悪性新生物
- 消化器の悪性新生物
- 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物
- 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- 乳房の悪性新生物
- 女性生殖器の悪性新生物
- 男性生殖器の悪性新生物
- 腎尿路の悪性新生物
- 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- 上皮内新生物

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



医師の診査不要なのでお申込みが簡単

所定の告知書による告知のみでお申込みいただけます。



解約された場合、経過期間に応じた解約返戻金をお受取りいただけます。

解約返戻金は、経営者が退職される際の退職慰労金の財源としてもご活用いただけます。



■ 経営者Aさん(3~4ページのご契約例)の場合

(2022年12月1日現在)

経過年数	年齢	A.払込保険料累計 円	B.解約返戻金 円	C.解約返戻率 約(B÷A)%
1年	46歳	5,034,960	584,880	11.6
3年	48歳	15,104,880	10,301,340	68.1
5年	50歳	25,174,800	20,069,100	79.7
10年	55歳	50,349,600	40,468,800	80.3
15年	60歳	75,524,400	61,239,840	81.0
16年	61歳	80,559,360	65,431,920	81.2
17年	62歳	85,594,320	69,624,540	81.3
18年	63歳	90,629,280	73,817,700	81.4
19年	64歳	95,664,240	78,006,900	81.5
20年	65歳	100,699,200	82,192,140	81.6
21年	66歳	105,734,160	86,370,120	81.6
22年	67歳	110,769,120	90,538,020	81.7
23年	68歳	115,804,080	94,695,540	81.7
24年	69歳	120,839,040	98,828,820	81.7
25年	70歳	125,874,000	102,938,280	81.7
30年	75歳	151,048,800	123,159,300	81.5
35年	80歳	176,223,600	142,616,400	80.9
40年	85歳	201,398,400	158,461,500	78.6

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
※実際の解約返戻金額等は、払込方法(回数)、経過年数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

給付金等活用例



■ 経営者Aさん(3~4ページのご契約例)の場合

がんと診断確定されたとき

がん診断給付金

60,000円×200 = **1,200万円**

当面の運転資金へ

経営者の健康状態の悪化により、取引先からの信用低下や売上が減少するケースは少なくありません。がん診断給付金により会社の当面の運転資金として備えることができます。

がんの手術をして20日間入院されたとき

がん手術給付金

60,000円×20 = **120万円**

がん入院給付金

60,000円×20日 = **120万円**

長期不在期間のカバーに

がんの症状によっては入院が長期化するケースがあります。がん手術給付金・がん入院給付金により長期不在時の融資補填、代替人材の費用確保が行えます。

がんを直接の原因としてお亡くなりになったとき

がん死亡保険金

60,000円×1,000 = **6,000万円**

死亡退職金に活用

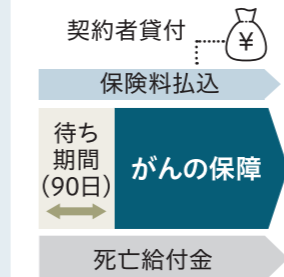
経営者に万一のことがあった場合、運転資金の確保や借入金の返済など様々な問題が発生します。がん死亡保険金を活用することで、死亡退職金だけでなく直近で必要となる事業継続資金としても備えておくことができます。

経営サイクルや環境の変化に合わせ、資金調達やお支払い方法の変更ができます。

急に資金が必要となったとき

契約者貸付

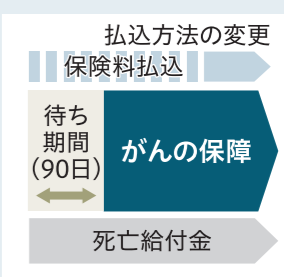
解約返戻金の一定割合を限度として、一時的に必要な資金をお貸しすることができます。保障を続けたまま急な資金需要にも対応できます。



保険料の払込方法を変更したいとき

保険料の払込方法 <回数> 変更

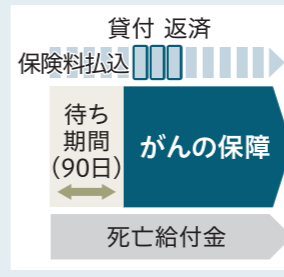
払込方法 <月払・半年払・年払> を変更できます。



一時的に保険料の都合がつかないとき

自動振替貸付

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えます。お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

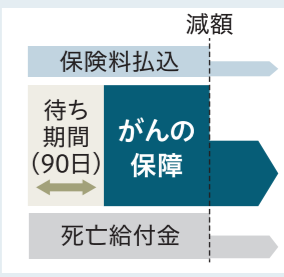


保険料のご負担を軽くして、ご契約を続けたいとき

がん入院給付金日額の減額

ジブラルタ生命の定める範囲内でがん入院給付金日額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

※減額後のがん入院給付金日額は、ジブラルタ生命所定の金額以上であることを要します。

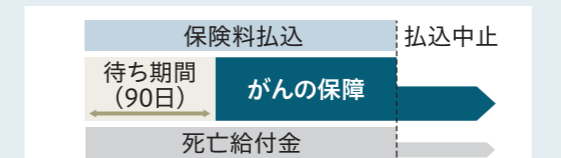


保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

払済保険への変更

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の終身がん保険に変更できます。払済後のがん入院給付金日額等は、払済保険に変更する前より一般的に小さくなります。

※各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き、消滅します。
※払済後のがん入院給付金日額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合には、お取扱いできません。

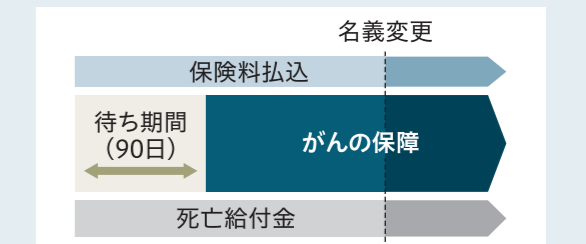


個人契約として保障を引き継ぎたいとき

名義変更

契約者を法人から個人に、がん死亡保険金受取人を法人からご家族に変えることにより個人契約として保障を引き継ぐことができます。

名義変更時に解約返戻金相当額を支払ったものとして、これを役員退職慰労金とする(現物支給)ことができます。



※支払事由等については3~4ページおよび「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

経理処理について

第三分野保険の経理処理(概要)

【契約形態】

契約者	法人	被保険者	役員・従業員	給付金・保険金受取人	法人
-----	----	------	--------	------------	----

【保険料支払時】

法人が負担する保険料は、最高解約返戻率^(※1)に応じて、一定の要件のもとで損金算入することができます。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

(※1) 保険期間中の解約返戻率(解約返戻金÷払込保険料累計額)のうち、最も高くなる解約返戻率。

留意点



「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

▶詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

最高解約返戻率	① 資産計上期間		② ①終了から③開始までの期間		③ 取崩期間	
	保険料の経理処理		保険料の経理処理		保険料の経理処理	
50%以下	期間の経過に応じて損金算入					
50%超 70%以下	保険期間の 前半4割相当	当期分支払保険料のうち4割を資産計上し、6割を損金算入	当期分支払保険料を損金算入	保険期間の4分の3経過後から保険期間終了日まで	・当期分支払保険料を損金算入 ・資産計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩して損金算入	
70%超 85%以下		当期分支払保険料のうち6割を資産計上し、4割を損金算入				
85%超	最高解約返戻率となる期間が終了するまで (※2)(※3)	<当初10年間> 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×90%」を資産計上し、残額を損金算入	当期分支払保険料を損金算入	解約返戻金が最も高い金額となる期間((※3)に該当する場合は、(※3)による資産計上期間)経過後から、保険期間終了日まで		

(※2) 最高解約返戻率となる期間経過後において、「(当年度の解約返戻金 - 前年度の解約返戻金) ÷ 年換算保険料相当額」が7割を超える期間がある場合はその期間まで。

(※3) 資産計上期間が5年未満となる場合は5年間。(保険期間が10年未満の場合は保険期間×1/2)

※保険期間が終身の場合、被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

※最高解約返戻率が「50%超70%以下」で年換算保険料相当額(一被保険者あたり2以上の契約がある場合は合計額)が30万円以下の場合、期間の経過に応じて損金算入となります。

【給付金・保険金・解約返戻金受取時】

資産計上額がある場合は取崩し、受取額との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

ただし、一定の給付金は資産計上額の取崩しは行いません。

経理処理例(被保険者の加入時年齢が45歳の場合)

- 契約者・がん死亡保険金受取人: 法人
- 保険期間・保険料払込期間: 終身
- 計算上の保険期間: 71年(116歳 - 45歳)
- 最高解約返戻率: 70%超85%以下

【保険料支払時】

① 資産計上期間 (1か月～28年4か月)

保険料の6/10を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

② ①終了から③開始までの期間 (28年5か月～53年3か月)

保険料の全額を「保険料」として損金に算入します。

③ 取崩期間 (53年4か月以降)

保険料の全額を「保険料」として損金に算入するとともに、資産に計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩し、「保険料」として損金に算入します。

[例] 月払保険料として42万円を支払った場合

借方		貸方	
前払保険料	252,000円	現金・預金	420,000円
保険料	168,000円		

借方		貸方	
保険料	420,000円	現金・預金	420,000円

借方		貸方	
保険料	822,254円	現金・預金	420,000円
		前払保険料 ^(※4)	402,254円

(※4) 実際には決算時にその事業年度分の取崩額をまとめて損金に算入します。

【給付金・保険金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を取崩し、受取った給付金・保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

※ただし、以下の給付金受取りの場合は「雑収入」として益金に算入します。「(前払保険料)の取崩しは行いません。」

がん診断給付金、上皮内がん診断給付金、がん入院給付金、がん手術給付金

[例] 契約から10年目にがん死亡保険金6,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた前払保険料が3,024万円だった場合

借方		貸方	
現金・預金	60,000,000円	前払保険料	30,240,000円
		雑収入	29,760,000円

【解約返戻金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を取崩し、受取った解約返戻金との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

[例] 契約から10年目に解約返戻金4,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた前払保険料が3,024万円だった場合

借方		貸方	
現金・預金	40,000,000円	前払保険料	30,240,000円
		雑収入	9,760,000円

※この資料に記載されている税務取扱いは、2022年11月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※個別の契約における、最高解約返戻率等の経理処理に必要な情報は、「保険設計書」等でご確認ください。



保険料例

(月払・口座振替扱) がん入院給付金日額:60,000円の場合

(2022年12月1日現在)

契約年齢(被保険者)	男性	女性	契約年齢(被保険者)	男性	女性
30歳	324,000円	204,000円	55歳	497,940円	308,340円
35歳	351,600円	220,920円	60歳	543,180円	335,040円
40歳	383,100円	240,240円	65歳	598,500円	368,460円
45歳	419,580円	262,260円	70歳	678,780円	418,440円
50歳	459,960円	286,140円	75歳	794,220円	491,460円

お取り扱いについて

契約年齢範囲(被保険者)	保険期間・保険料払込期間	がん入院給付金日額
16歳～79歳	終身	10,000円～60,000円(1,000円単位)
保険料の払込方法	月払、半年払、年払	
付加できる主な特約	疾病障害による保険料払込免除特約 指定代理請求特約(*)	

(*) 保険金等の受取人が法人の場合は、付加できません。

参考

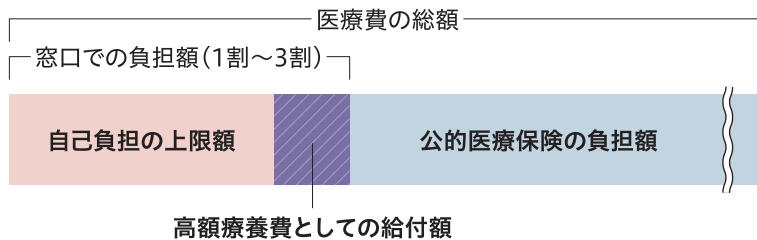
個人事業主がご自身を被保険者および受取人とする場合や、法人が契約者で役員・従業員を被保険者および受取人とする場合は、公的保障も踏まえて検討することが大切です。

※法人が支払った保険料は全額給与(普遍的加入でない場合)または9ページの表と同じ経理処理(普遍的加入の場合)となります。

公的医療保険制度について

医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月(月の初めから終わりまで)の上限額を超えた場合に、その超えた額について公的医療保険から給付を受けられる「高額療養費制度」があります。

<イメージ>



高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。



生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

<お問い合わせ先(担当者)>